

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道財務規則の一部を改正する規則.....（出納局総務課）	1
規 則	
北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年 3月30日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第51号	
北海道財務規則の一部を改正する規則	
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。 目次中「事務引継（第339条）」を「事務の引継ぎ（第338条の2）」に改める。 本則（第4条、第205条の4、第339条から第342条まで、第362条及び第363条を除く。） 中「出納長」を「会計管理者」に改める。 第2条第1号及び第2号中「吏員」を「知事の補助機関である職員」に改める。 第4条を次のように改める。 （会計管理者の事務の代理）	
第4条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、出納局長の職にある者とする。	
2 出納局長の職にある者が会計管理者の事務を代理することができない場合は、前項の規定にかかわらず、出納局次長の職にある者が当該事務を代理するものとする。 第7条第4項中「事務吏員（その者が吏員に相当する職以外の職にある者である場合にあつては、事務補）」を「その補助機関である職員」に改め、同条第5項中「事務吏員又は事務補に」を「知事の補助機関である職員に」に、「事務吏員又は事務補を」を「その補助機関である職員を」に改める。 第17条第2項中「期限の延長」を「支払期限の延期」に改める。 第18条中「所属の」を削る。 第30条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。 第82条第3号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。	

第90条中「審査済」を「審査済み」に改める。

第116条第1項中「支払済」を「支払済み」に改める。

第142条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第203条の7第1項を次のように改める。

法第238条の2第2項に規定する行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定又は行政財産の使用の許可で知事が指定するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第238条の4第2項第1号から第4号まで及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け
- (2) 法第238条の4第2項第5号の規定による行政財産である土地に対する地上権の設定（政令第169条の4第2項第3号から第6号までに掲げる施設及び同項第7号に掲げる施設（同項第3号から第6号までに掲げる施設の附属設備に限る。）の用に供する場合を除く。）
- (3) 法第238条の4第2項第6号の規定による行政財産である土地に対する地役権の設定
- (4) 第205条の17第1項の規定による行政財産の使用の許可（同項第8号の規定に該当する場合に限る。）

第203条の7第2項中「地上権」の次に「若しくは地役権」を加える。

第205条の4第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとする。

第205条の18第2項中「住民票抄本」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」に改める。

第205条の20の次に次の1条を加える。

（第一種普通財産の貸付け等）

第205条の20の2 第一種普通財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は地上権若しくは地役権を設定することができる。

- (1) 道以外の者が第一種普通財産である土地の上に政令第169条に規定する堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該第一種普通財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められる場合（道と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（公有財産管理者が当該第一種普通財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- (2) 道が国、他の地方公共団体又は政令第169条の2に規定する法人と第一種普通財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- (3) 道が第一種普通財産である土地及びその隣接地の上に道以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（公有財産管理者が当該第一種普通財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- (4) 第一種普通財産である宅地及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号におい

て「公宅等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合において、道以外の者（公有財産管理者が当該公宅等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

(5) 第一種普通財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令第169条の4第1項に規定する法人の経営する鉄道、道路、軌道、電線路及びこれらの施設の附属設備の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

(6) 第一種普通財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令第169条の5第1項に規定する法人の使用する電線路及びその附属設備の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

2 前項第2号に掲げる場合において、当該第一種普通財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を道以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（公有財産管理者が当該第一種普通財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第一種普通財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

第205条の21の前の見出しを「（普通財産の貸付け）」に改め、同条から第205条の25までの規定中「第二種普通財産」を「普通財産」に改める。

第205条の25の2の見出しを「（行政財産の貸付け等）」に改め、同条第1項中「である土地」を削り、「これ」を「行政財産である土地」に、「（政令第169条の2第1号から第3号までに掲げる施設（附属施設を含む。）の用に供するために設定するものに限る。）を設定しよう」を「の設定（政令第169条の4第2項第3号から第6号までに掲げる施設及び同項第7号に掲げる施設（同項第3号から第6号までに掲げる施設の附属設備に限る。）の用に供する場合を除く。）若しくは地役権の設定をしよう」に改め、同条第2項中「地上権を」を「地上権又は地役権を」に、「地上権の」を「地上権若しくは地役権の」に改める。

第205条の26の見出し中「第二種普通財産」を「普通財産」に改め、同条第1項中「第205条の25まで（）」の次に「第一種普通財産である土地に対し地上権又は地役権を設定する場合及び」を加え、「地上権（）」を「地上権又は地役権（これらの権利を）」に、「第二種普通財産を」を「普通財産を」に改め、同条第2項中「第二種普通財産」を「普通財産」に改める。

第206条の6の2の前の見出しを「（第二種普通財産である土地の信託）」に改める。

第206条の6の3の次に次の1条を加える。

（公有財産に属する有価証券の信託）

第206条の6の4 法第238条の5第3項の有価証券は、これを信託することができる。ただ

し、当該有価証券の信託をすることにより道の通常享受すると見込まれる利益が、当該有価証券の売払いをすることにより道の通常享受すると見込まれる利益を下回ることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。

2 第206条第3項から第5項まで及び第206条の6の2第2項の規定は、法第238条の5第3項の有価証券の信託について準用する。

第212条及び第214条第2項中「職業訓練校」を「職業能力開発校」に改める。

第282条第2項及び第289条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第318条中「、歳出金月計対照表及び寄託金月計対照表を2通（寄託金月計対照表にあっては、3月分のみ3通）」を「及び歳出金月計対照表各2通並びに寄託金月計対照表3通（3月分にあつては、4通）を」に改める。

第319条中「会計事務」を「財務事務」に改める。

「第14章 事務引継」を「第14章 事務の引継ぎ」に改める。

第14章中第339条の前に次の1条を加える。

（会計管理者の異動による事務の引継ぎ）

第338条の2 会計管理者に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の規定による事務の引継ぎにおいて、会計管理者は、現金及び有価証券については、異動発令の日現在における引継計算書を作成し、これを引き継がなければならない。

3 第1項の規定による事務の引継ぎを行う場合は、同項の引継書と現金、有価証券、物品、基金に属する動産、占有動産、帳簿等及び証拠書類とを照合確認の上、同項の引継書に事務の引継ぎの日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が連署しなければならない。この場合において、帳簿等については、事務の引継ぎの日において最終記帳の次に合計高及び当該事務の引継ぎの日を記載し、かつ、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が連署しなければならない。

4 前任の会計管理者が死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときは、会計管理者の事務を代理する職員が第1項の規定による事務の引継ぎの手続をしなければならない。

第339条の見出し中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「事務の引継」を「事務の引継ぎ」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 前条第2項から第4項までの規定は、出納員の事務の引継ぎについて準用する。この場合において、同項中「会計管理者の事務を代理する職員」とあるのは、「部局長（本庁出納員にあっては、会計管理者）の指名する職員」と読み替えるものとする。

第340条の見出し中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改め、同条第2項中「前条第2項から第5項まで」を「第338条の2第2項から第4項まで及び前条第2項」に、「同条第3

項から第5項まで」を「第338条の2第3項及び第4項並びに前条第2項」に、「物品管理主任の事務の引継」を「物品管理主任の事務の引継ぎ」に、「同条第4項中「部局長（本庁出納員にあっては、出納長）」を「第338条の2第4項中「会計管理者の事務を代理する職員」に、「同条第5項」を「前条第2項」に改め、「それぞれ」を削る。

第341条の見出し中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改め、同条第2項中「第339条第2項から第5項まで」を「第338条の2第2項から第4項まで及び第339条第2項」に、「引継」を「引継ぎ」に、「同条第4項中「部局長（本庁出納員にあっては、出納長）」を「第338条の2第4項中「会計管理者の事務を代理する職員」に、「同条第5項」を「第339条第2項」に改め、「それぞれ」を削る。

第342条の見出し中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改め、同条第2項中「第339条第3項から第5項まで」を「第338条の2第3項及び第4項並びに第339条第2項」に、「引継」を「引継ぎ」に、「同条第4項中「部局長（本庁出納員にあっては、出納長）」を「第338条の2第4項中「会計管理者の事務を代理する職員」に、「同条第5項」を「第339条第2項」に改め、「それぞれ」を削る。

第343条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条中「前4条」を「第339条から前条まで」に、「引継」を「引継ぎ」に改める。

第345条の見出しを「（会計管理者等の管理責任）」に改め、同条中「出納員」を「会計管理者、出納員」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

第350条第1項及び第356条第3項中「吏員」を「職員」に改める。

第358条第1項第9号中「本庁出納員を除く」を「部局に置かれた出納員に限る」に改める。

第358条の2第3項第7号中「不動産」を「財産」に改める。

第362条第1項中「出納長、出納長職務代理人、副出納長」を「会計管理者」に改め、同項第1号中「出納長印」を「会計管理者印」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条第4項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第363条第1項第1号中「出納長印」を「会計管理者印」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「前4号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「出納長印、出納長職務代理人印」を「会計管理者印」に改め、同条第3項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第5項中「第1項第4号及び第5号」を「第1項第2号及び第3号」に改める。

第365条中「、出納長職務代理人」を削る。

別表第1中「原子力環境センター」を
札幌医科大学
「原子力環境センター」に、

「（教育庁本庁） 青年の家
各少年自然の家 を
三岸好太郎美術館」

「（教育庁本庁） 三岸好太郎美術館」に、
「特殊教育センター」を
「特別支援教育センター」に改める。

別表第2の2の項、5の項及び6の項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同表9の項中「行政財産である土地の貸付」を「公有財産の貸付け」に改め、「の設定、」を「若しくは地役権の設定又は」に改め、「又は第二種普通財産の貸付」を削る。

別表第7中「不動産」を「財産」に改める。

「引継書 339
別記様式目次中 現金（有価証券）引継計算書 339 を
引継報告書 339」

「引継書 338の2－343
現金（有価証券）引継計算書 338の2－343 に改める。
引継報告書 339－343 」

第11号様式その1第2葉注1の事項及び同様式その2第2葉注1の事項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第14号様式（表面）中「北海道出納長（地区）」を「北海道会計管理者（地区）」
に、「北海道出納長（地区）」を「北海道会計管理者（地区）」に、「北海道出納長（地区）」を

「北海道会計管理者（地区）」に、「北海道出納長 様」を「北海道会計管理者 様」に改め、
「平成」を削る。

第16号様式第1葉中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改め、「平成」を削り、同様式第2葉及び第3葉（表面）中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

第20号様式第1葉中「平成」を削り、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改め、同様式第2葉中「平成」を削り、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

第23号様式その1中「平成」を削り、「北海道出納長 印」を「北海道会計管理者 印」に改め、同様式その2中「平成」を削り、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

第24号様式第1葉中「平成」を削り、「北海道出納長 印」を「北海道会計管理者 印」に改め、同様式第2葉中「平成」を削り、「北海道出納長」を

「北海道会計管理者」に改める。

第26号様式その1（表面）中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改め、同様式その1（裏面）《注意事項》2中「出納長」を「会計管理者」に改め、同様式その2（表面）中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改め、同様式その2（裏面）《注意事項》2中「出納長」を「会計管理者」に改め、同様式その3（表面）中「平成」を削り、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改め、同様式その3（裏面）《注意事項》5、6及び7中「出納長」を「会計管理者」に改め、同様式その3（裏面）中「平成」を削り、同様式その4中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改め、同様式その4《注意事項》2中「出納長」を「会計管理者」に改め、同様式その5中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改め、同様式その5《注意事項》2中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第29号様式（表面）中「北海道出納長（地区）」を「北海道会計管理者（地区）」に、「北海道出納長（地区）」を「北海道会計管理者（地区）」に、「北海道出納長（地区）」を「北海道会計管理者（地区）」に、「北海道出納長（地区）」を「北海道会計管理者（地区）」に、「北海道出納長（地区）」を「北海道会計管理者（地区）」に改め、

「平成」を削る。

第31号様式中「平成」を削り、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

第32号様式中「平成」を削り、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

第43号様式第2葉及び第3葉中「（北海道出納長）」を「（北海道会計管理者）」に改め、同様式第4葉（表面）《注意事項》2の(1)中「（北海道出納長）」を「（北海道会計管理者）」に改め、同様式第4葉（裏面）《注意事項》2の(5)及び(6)並びに4中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第47号様式中「平成」を削り、同様式7の(1)の事項中「住民票抄本」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」に改める。

第63号様式中「平成」を削り、「北海道出納長 様」を「北海道会計管理者 様」に改める。

第70号様式中「平成」を削り、同様式注3の事項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第71号様式第1葉中「平成」を削り、同様式第3葉中「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

第72号様式中「平成」を削り、同様式注2の事項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第74号様式その1中「平成」を削り、「出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

第75号様式中「平成」を削り、「北海道出納長」を「北海道会計管理者」に改める。

第76号様式及び第77号様式中「（第339条）」を「（第338条の2－第343条）」に改める。

第78号様式中「（第339条）」を「（第339条－第343条）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道財務規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（北海道居住施設管理規則の一部改正）

3 北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「オ」を「エ」に改める。